

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年一月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月十三日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合

誠

川越越生線	路 線 名
川越市の場北二丁目一番二地先から 同市大字的場字鷹休台二二三一番一 地先まで	供用開始の区間
令和五年一月十三日	供用開始の期日
平成二十六年三月十四日付け 埼玉県川越県土整備事務所長 告示第三号で告示した道路予 定区域の一部供用開始であ る。延長三〇二・〇〇メート ル	備 考